

第10章 食 糧 庁

第1節 食糧制度の運営

米の生産，流通，消費をめぐる諸情勢の変化や，マラケシュ協定の実施に伴う新たな国際的規律に対応するため，平成6年8月に農政審議会が取りまとめた「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」の趣旨等を踏まえ，平成6年12月に「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号）が制定され，7年11月に施行された。この法律に基づく新たな制度では，米の需給及び価格の安定を図ることを基本としつつ，生産者の自主性を活かした稲作の体質強化，市場原理の導入や規制緩和を通じた流通の合理化等を図ることとされている。また，生産調整及び自主流通米価格形成センターが法律上位置づけられた。

9年11月，持越在庫の積み上がり，自主流通米価格の急落等現下の米をめぐる厳しい状況を打開し，食糧法の目的である米の需給と価格の安定を図るため，「新たな米政策大綱」を策定した。

また，ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉において選択した米の関税化の特例措置については，11年4月より関税措置へ切り換えたところである。

1 米穀の需給と生産調整

平成6年産以降4年連続で豊作が続いたこと等から，大幅な緩和基調で推移し，9年10月末の国産米在庫量は，適正備蓄水準（150万tを基本に50万tの幅で運用）を大幅に超える352万tとなり，9年産の自主流通米価格も急激に下落した。

このような状況等を踏まえ，「新たな米政策大綱」に基づく各般の施策が総合的に推進されることとなり，米の生産調整については，平成12年10月末の国産米在庫量を適正備蓄水準まで縮減することを目指し，10年度から緊急生産調整推進対策（～11年度）が実施され，10年度の生産調整面積は，9年度の目標面積（78万7千ha）を17万6千ha上回る96万3千haと過去最高水準となった。

2 自主流通米の価格形成

新たな米政策大綱において，稲作経営安定対策の補てんの際の基準となる価格や，当年産の価格は，原則として自主流通米価格形成センターの指標価格を用いることとされるなど，自主流通米価格形成センターにおける指標価格が，需給実勢を反映したものとして形成されることが，従来にもまして重要となり，新たな米政策大綱においても自主流通米価格形成センターの米の取引の場としての機能の拡充の必要性が明記された。

これを受けて，「自主流通米取引に関する検討会」において検討が進められ，平成10年6月に報告書が取りまとめられた。この報告に即して，10年産米から値幅制限方式に代わる新たな入札システムが導入され，この新たな入札システムの下で，年13回，約94万tの入札取引が実施された。

3 政府買入米価

食糧法の下では，自主流通米が制度的にも実態的にも米流通の主体となったことから，政府買入米価については，自主流通米の価格動向その他の米の需要及び供給の動向を反映させるほか，生産条件及び物価その他の経済事情を参酌し，米の再生産を確保することを旨として定めることとされている。

このような基本的な考え方を踏まえ，政府買入米価については，需給事情・市場評価を反映させつつ，安定的な価格運営を図るとの観点から，

(1) 自主流通米価格形成センターにおいて形成される自主流通米の入札価格の動向の比較により，自主流通米価格の変動率を求めるとともに，

(2) 生産費調査に基づく米販売農家の生産費の動向の比較等により生産コスト等の変動率を求め，

これらの変動率を均等のウェイトにより基準価格（前年産の政府買入米価）に乗じるという方式により算定を行っているところである。

11年産米の政府買入価格についても，この算定方式により算定を行った。

第2節 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

1 需 給

(1) 国 内 産 米

ア 平成10年産米の生産目標数量は、平成12年10月末に向けて国産米の在庫水準の適正化を図る（平成10年10月末在庫370万トンと平成12年10月末までに200万トンとするため2年間生産調整の拡大に取り組むこととし、平成11年10月末在庫を284万トンとする）を旨とする。観点から、898万トンとし、このうち加工用米の作付予定量は24万トンとした。

また、平成10年産米の生産調整目標面積は、平成10年産米の生産目標数量を踏まえ、平成10年産米の予想単収を前提として計算をして963千ヘクタール、このうち加工用米の作付予定面積は47千ヘクタールとされた。

○平成10年産米の必要生産量及び生産調整目標面積

生 産 目 標 数 量	898万トン
加工用米生産予定数量	24万トン
生 産 調 整 目 標 面 積	963千ha
加工用米生産予定数量	47万ha

(注) 生産目標数量は、加工用米の生産予定数量（24万トン）を含む数量である。

イ 平成10・11米穀年度の需給計画は、平成10年3月に策定した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画」において次のとおり定めた。

○平成10・11米穀年度の需給見通し

平成9年10月末持越在庫	362万t
平成9年産米生産量	1,002万t
外国産米	60万t
供給量計	1,424万t
主食用等需要量	965万t
加工用等需要量	79万t
平成10年10月末持越在庫量	380万t
平成10年産米生産量	898万t
外国産米	68万t
供給量計	1,346万t
主食用等需要量	960万t
加工用等需要量	92万t
平成11年10月末持越在庫量	294万t

(注) 1 政府米の9年10月持越在庫には、このほか飼料用備蓄等として取り扱うこととしている29万トンがある。

2 生産量及び自主流通米の出荷量は、加工用米の生産予定量（平成9年産は19万トン、平成10年産は24万トン）を含む数量である。

3 主食用等需要量は、主食用のほか、自主流通米で供給されている酒造用及びもち米である。

4 政府米には、外国産米のほか、外国産米の主食用供給により主食用以外に振り向けられた政府国産米を含む。

5 加工用等需要量は、加工用、輸入米粉調製品等代替、新規用途及び国際機関、食糧不足国等からの要請に応じ用いられる援助用等である。

6 平成10年産米の政府買入数量100万トンは、平成10米穀年度の政府米販売が125万トンとなることを前提とするものであり、実際の販売が計画未達となった場合の実際の買入数量は、計画数量100万トンから販売計画未達数量を控除した数量とする。

ウ 平成10年産米は、7月中旬以降の低温・日照不足と集中豪雨や台風等の被害が発生したことから、作況指数98の「やや不良」となり、主食用等の生産量は、計画生産量898万tに比べ2万t減の896万tとなった。

エ 平成10米穀年度の期首持越量は、267万tであり、政府買入数量は、平成9年産米119万tとなったことから、政府米の供給量は、386万tとなった。一方、販売量は、主食用等販売量が、政府米52万t、自主流通米等463万t（うち酒造用等31万t、もち米15万t）となり、加工用等需要量が、自主流通米（加工用米）19万t及び、インドネシア等への食糧援助用として37万tとなった。

以上により、平成10米穀年度末政府米（国内産）持越在庫量は、297万tとなった。

(2) 外 国 産 米

ア 平成10米穀年度のミニマム・アクセス輸入米の需給については、9米穀年度からの持越在庫量は39万t（飼料用備蓄等29万tを含む）であり、10米穀年度の輸入数量は60万tとなった。一方、販売量は、主食用に、4万t、加工用に、19万t、援助用に34万tとなった。

このため、平成10米穀年度末ミニマム・アクセス輸入米の持越在庫量は、42万t（援助用13万t、飼料用備蓄19万tを含む）となった。

2 10年産米の出荷

平成6年産以降4年連続の豊作となったこと等により、全体需給が大幅な緩和基調で推移している状況の下で、平成10米穀年度における計画流通制度の運営については、政府国産米在庫が備蓄上限水準を超えていることにかんがみ、平成12年10月末の政府国産米在庫を200万tとすることを旨とした備蓄水準の適正化

を図るため、平成9年11月に決定された「新たな米政策大綱」（2において「大綱」という。）に基づき実施してきた。

10年産米の出荷は、10年3月に策定された「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画」において、計画出荷数量については559万t、政府が備蓄運営のため買い入れる米穀の数量については100万tとそれぞれ定めたところである。

ただし、この大綱で確立した備蓄運営ルールを踏まえ、政府が備蓄運営のため買い入れる米穀の数量100万tについては、平成10米穀年度の政府米販売が125万tとなることを前提とするものであり、実際の販売が計画未達となった場合の実際の買入数量は、100万tから販売計画未達数量を控除した数量とした。

(1) 計画出荷申出数量の申出

基本計画で定められた計画出荷数量を基礎として、4月1日から4月30日までの間、生産者から計画出荷米として出荷を予定する数量の申出を受けた。

申出の結果は、計画出荷申出数量の合計552万t（うるち米531万t、もち米21万t）となった。

(2) 予定計画出荷基準数量の決定

平成10年産米の都道府県別予定計画出荷基準数量については、大綱に基づく稲作経営安定対策等の施策の推進を図る必要があることから、生産者からの計画出荷申出数量と同数量として各都道府県ごとの予定計画出荷数量（合計552万t）を決定し通知した。

当該通知を受け、都道府県が市町村ごとの予定計画出荷数量を、市町村が生産者ごとの予定計画出荷基準数量をそれぞれ生産者からの計画出荷申出数量と同数量として決定し通知した。

(3) 政府売渡申出数量の申出

政府売渡申出数量の申出期間については、7月11日から8月31日の期間の中で都道府県ごとに定められているが、大綱の備蓄運営ルールに基づき、当該期間の中で10年産米の政府買入について明らかになっていないため、7月に現行の申出期間を廃止する旨の告示を行った。

なお、10年産米の政府売渡申出数量の申出期間は、平成10年11月13日から19日までと定め告示した。

(4) 予定政府買入基準数量（一次分）の決定

平成10年産米の政府買入数量については、大綱で確立した備蓄運営ルールに即して30万tと決定され、このうち15万tについては、政府米買入実績（80%）、県産銘柄別政府米販売実績（15%）、生産調整面積（5%）に応じて、各都道府県へ11月9日に政府買入基礎数量を配分し、生産調整実施者からの政府売渡申

出数量を受け各都道府県ごとの予定政府買入数量を決定し通知した。

(5) 予定政府買入基準数量（二次分）の決定

一次配分以外の残り15万tについては、10年産の生産調整を100%以上に達成したものの大綱による需給改善効果の発現の遅れている都道府県等について、11年産の生産調整目標面積の自主的拡大に応じて配分する等、生産者団体の意向を踏まえて、12月21日に政府買入基礎数量を配分した。

生産者団体の配分の考え方は次のとおり。

① 11年産の生産調整の自主的拡大を行う北海道（3千ha）に、7.5万tを配分

② 被災地域に対し、3等米の発生数量等を踏まえ、2.5万tを配分

③ 残り5万tは、一次配分と同様の基準により配分

なお、一次及び二次配分の返上分（25都府県、25497t）については、生産者団体より増枠を希望する5県に対し配分し、当該都道府県の生産調整実施者からの政府売渡変更申出数量を受け、予定政府買入数量を決定し通知した。

(6) 予定計画出荷基準数量の変更

出来秋において、生産者による予定計画出荷基準数量の変更の申出及び当該変更申出に基づく予定計画出荷基準数量の変更を実施し、その結果、5県について都道府県別予定計画出荷数量の変更が該当（4県についてもち米164tの増加変更、1県についてもち米169tの減少変更）した。

なお、都道府県別予定政府買入数量の都道府県間調整は行わなかった。

(7) 最終出荷数量

10年2月末日で計画出荷基準数量及び政府買入基準数量の確定を行い、自主流通米及び政府米の売渡し等の期限である11年3月末日まで出荷がなされた。

平成10年産米の最終出荷数量は、政府買入米が30万t、自主流通米が435万tとなった。

なお、各都道府県の数量は表1のとおりである。

表1 平成9年産米の最終出荷数量

（単位：玄米t）

都道府県	政府米	自主流通米	合 計
全 国	299,930	4,350,015	4,649,945
北 海 道	119,153	453,185	572,338
青 森	27,489	178,076	205,565
岩 手	6,478	209,883	216,361
宮 城	6,165	260,458	266,622
秋 田	15,158	383,780	398,938
山 形	5,243	278,215	283,458
福 島	3,579	166,632	170,211
茨 城	1,593	104,505	106,098
栃 木	6,159	159,202	165,361
群 馬	8,644	13,065	21,709
埼 玉	5,564	38,662	44,226
千 葉	0	115,559	115,559

東 京	0	52	52
神 奈 川	525	2,827	3,352
新 潟	6,713	369,515	376,228
富 山	2,846	144,608	147,454
石 川	1,142	79,663	80,805
福 井	2,613	97,539	100,152
山 梨	290	4,228	4,518
長 野	2,546	100,883	103,429
岐 阜	1,020	40,697	41,717
静 岡	120	14,819	14,939
愛 知	4,439	42,217	46,656
三 重	2,128	46,059	48,187
滋 賀	6,154	110,917	117,071
京 都	1,443	27,482	28,925
大 阪	0	2,423	2,423
兵 庫	5,131	84,377	89,508
奈 良	1,029	9,827	10,856
和 歌 山	169	2,596	2,765
鳥 取	1,276	39,652	40,928
島 根	3,287	54,080	57,367
岡 山	3,784	67,714	71,498
広 島	3,407	63,046	66,453
山 口	8,153	64,840	72,993
徳 島	200	17,641	17,841
香 川	2,678	38,217	40,895
愛 媛	2,809	26,606	29,415
高 知	245	15,590	15,835
福 岡	5,377	113,283	118,660
佐 賀	4,064	103,494	107,558
長 崎	2,405	18,519	20,924
熊 本	10,389	88,473	98,862
大 分	3,517	39,931	43,448
宮 崎	1,580	26,250	27,830
鹿 児 島	3,228	28,550	31,778
沖 縄	0	2,178	2,178

(注) ラウンドの関係で計と内訳が一致しないことがある。

(8) 出 荷 対 策

10年産米の出荷については、大綱に基づく稲作経営安定対策、計画流通制度（備蓄運営ルール）等の施策の推進を図る必要があったこと等から、生産現場が混乱を来さないことに充分配慮した周知活動の徹底、出荷手続の運用及びその結果に即した的確な出荷への対応を関係者と連携の下に実施した。

3 販 売

(1) 政府米の販売

政府米の販売方法については、計画流通制度の運営改善の一環として、増大した自主流通米の在庫量を減らし、市場の安定を図る観点から、備蓄運営ルールを前提に、販売対象銘柄を限定するなど自主流通米の販売との連携を図ってきた。

この結果、自主流通米の10米穀年度の販売量は前年を大幅に上回ったものの、国内産政府米の主食用販

売量は、自主流通米との連携を図った結果、52万tにとどまり、前年を下回った。

また、加工用の販売実績は19万t（全量外国産米）となった。

4 米穀の自主流通制度

(1) 概 要

自主流通制度は、食糧管理法の枠内で政府を通じない米穀の流通の途を開き、市場原理を導入することにより消費者のニーズに応ずる米穀の流通を図るという意図の下に、昭和44年産米から発足した。

食糧管理法下における自主流通制度は、①消費者にとっては食味の良い米を選択して購入でき、②生産者にとっては政府に売るよりも高い手取り価格が実現できるというメリットをもっており、各種の助成措置の下、関係者の意欲的な取組みもあって年々増加した。

平成7年11月から施行された主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律においては、自主流通米が米流通の主体として制度上位置付けられ、政府米は備蓄の運営とミニマム・アクセスの運用のための機能に限定された。

また、自主流通米の価格の形成に当たっては、需給実勢や品質評価を的確に反映するとともに、より一層透明性の確保された価格が形成されるよう、自主流通米の価格形成施設（その運営主体として自主流通米価格形成センターを指定）が制度上位置づけられた。

自主流通米助成については、2年産米より通年販売促進費は通年計画販売促進費に、良質米奨励金は自主流通対策費に組み替えを行った。

また、5年産米からは自主流通米の動向等にかんがみ、自主流通対策費の単価の縮減を行った。

なお、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の下での計画流通制度を円滑に推進するため、平成8年度予算から自主流通米計画流通対策、自主流通米計画販売対策、自主流通備蓄・調整保管関連対策の3事業から成る計画流通推進総合対策を実施した。

9年産米については、計画流通推進総合対策に替え、新たな米政策大綱に基づき、8年産備蓄調整保管緊急対策及び自主流通米需給改善促進特別対策を実施することとした。なお、これに伴い自主流通米計画販売対策は廃止し、自主流通米計画流通対策は9年産まで継続することとした。また、新たな米政策への円滑な移行を図るため、新たな米政策確立円滑化対策が組まれた。

10年産米については、自主流通米計画流通対策を廃止し、新たな米政策大綱に基づき、稲作経営安定対

策、稲作経営安定資金運営円滑化対策を実施することとした。

(2) 自主流通米の流通実績

ア 9年産米については、9年3月策定の米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画において、その出荷数量を470～480万tとして計画したところであるが、実績については、434万t（主食用うるち米377万t、酒造用等28万t、もち米10万t、加工用米19万t）となった。

なお、10米穀年度においては、6年産米の大豊作に引き続き平成9年産米が作況指数102となり、需給の緩和が続いたことから、調整保管等47万tが持ち越された。

イ 10年産米については、10年3月策定の米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画において、その出荷数量を459万t（加工用米の生産予定量24万tを含む）と計画したところであるが、その実績については約435万t（主食用うるち米369万t、酒造用等26万t、もち米17万t、加工用米23万トン）となった。

ウ 自主流通米の価格については、透明性・公平性が確保され、産地品種銘柄ごとの需給動向や品質評価が的確に反映された価格を形成する必要があることから、自主流通米価格形成センターにおいて入札取引が実施されている。

10年産自主流通米の入札取引は、値幅制限方式に代わる新たな入札システムの下で行われている。

- ・ 入札回数は年12回以上（毎月1回以上）、各回とも前場・後場の2度の入札機会を設定。（従って入札機会は延べ24回以上）
 - ・ 落札方式は、売り手が希望価格の申出を行うことができることとし（前年産最終3回の平均指標価格を上回ってはならない）、買い手は、1銘柄について2つの値札を入れることができることとした。
 - ・ 入札参加者の売り手は、第1種・第2種登録出荷取扱業者とした（経済連と全農が統合したときは、全農県本部も可）。
 - ・ 上場数量は、調整する機会を年2回以上設け、希望上場の要件も緩和。
 - ・ その他、自主流通米価格形成センターは価格の著しい上昇や低下を回避し円滑かつ安定的な価格形成を行うため、必要な措置を講ずることとしている。
- 10年産米の入札取引の価格動向については、
- ・ 8月は作柄に対する不安感等によりかなり高水準となったものの、その後、出来秋には供給量は潤沢であること等を反映して11月まで価格は低下した。

- ・ 12月から2月にかけては、10年産米の生産量が前年より100万トン程度少ないにもかかわらず、10年産自主流通米の契約進捗が前年同期よりも相当早いこと等から、価格は上昇傾向で推移した。
- ・ 3月以降、再び価格は低下しているが、平成11年6月現在、9年産米通年平均指標価格に比べると、1.4%高い水準にある。

(3) 自主流通助成措置

10年産米に対する助成の概要は、次のとおりである。

ア 稲作経営安定資金助成金

生産者の抛出と政府の助成により造成した資金を用い、自主流通米の価格下落が稲作経営に及ぼす影響を緩和するための補てん金を交付することとし、10年度において9,584百万円の予算措置を講じた。

イ 稲作経営安定資金運営円滑化対策費

稲作経営安定対策の運営の円滑化を図るため、自主流通米の販売調整に要する経費等について自主流通法人に助成を行うこととし、10年度において2,630百万円の予算措置を講じた。

5 加工用米

(1) 制度の導入

他用途利用米制度は、生産調整の一環として昭和59年度に導入され、加工原材料用米穀の供給の主体をなしてきたところであるが、その価格、流通のあり方について、

- ① 生産者サイドにおいては、その価格水準が低いことに不満があるとともに特にミニマム・アクセス受け入れに伴いその忌避感が強くなっていること
- ② 需要者サイドにおいても他用途利用米の安定的供給が確保されないという不満があること等の意見が出されることとなった。

このため、8年産米以降については他用途利用米制度を廃止し、生産者団体が関係需要者団体と協議の上、国内産としての需要が見込まれ、かつ一定水準の販売価格が期待できる酒造用について、契約栽培的な手法により生産・供給する加工用米制度が発足した。

(2) 制度の位置づけ

加工用米は、他用途利用米のように転作カウントの一部とせず、加工用米の生産予定数量に相当する面積をあらかじめ生産調整対象水田面積から控除し、その流通については、自主流通米の一部として供給することとなった。

(3) 生産予定数量

ア 10年産・11年産

10・11年産については、生産者団体及び需要者団体双方の協議により24万トン（うち22万5千トン。もち1万5千トン）とすることで合意された。

6 米穀出荷取扱業者制度

食糧法において、米穀の出荷取扱業者は、計画流通制度下の自主流通米・政府米について、生産者からの売渡し又は売渡しの委託を受ける、自主流通法人への集積を行う、政府への売渡しの代行を行う等の業務を通じて、米穀の需給の安定を図るという重要な役割を担う者である。

また、計画流通制度の下で競争原理の導入による意欲と能力のある者の参入により、流通の活性化及び生産者の選択の幅の拡大を図るため、本出荷取扱業については、「登録制」（都道府県単位）を採っており、次に掲げる要件を充足する者であれば誰でも参入できることとしている。

なお、現在の流通実態からみて、計画流通制度の実効性を確保するために適切であるとの判断から、本出荷取扱業については、生産者から計画出荷米の売渡し又は売渡しの委託を受けることによりその出荷を取り扱う「第1種出荷取扱業」と、第1種登録出荷取扱業者から計画出荷米の売渡し又は売渡しの委託を受け、一定のロットへの取りまとめを行う「第2種出荷取扱業」に区分している。

(1) 出荷取扱業の登録要件

遵法要件、資力信用要件のほか、次の要件を充たしていることが必要である。

ア 第1種出荷取扱業

(ア) 米穀を保管する倉庫を権原に基づいて利用できる者であること。

(イ) 出荷契約を締結している申請に係る都道府県の区域内の米穀の生産者の数が10人以上であること。

(ウ) 売渡し又は売渡しの委託を受ける当該年産の計画出荷米の数量が20トン以上であること。

(エ) 申請に係る都道府県の区域内の第2種登録出荷取扱業者もしくは第2種出荷取扱業の登録を受けようとする者又は自主流通法人もしくは自主流通法人の指定を受けようとする者と自主流通契約を締結していること。

イ 第2種出荷取扱業

申請に係る都道府県の区域内の第1種登録出荷取扱業者又は第1種出荷取扱業の登録を受けよう

とする者及び自主流通法人又は自主流通法人の指定を受けようとする者と自主流通契約を締結していること。

(2) 出荷取扱業の有効期間等

ア 有効期間

出荷取扱業の有効期間は、第1種出荷取扱業、第2種出荷取扱業とも3年とされている。

イ 登録期日

登録の期日は、当該登録の有効期間の満了前に出荷取扱業を廃止しようとする者から当該出荷取扱業を譲り受けて引き続き当該出荷取扱業を行おうとする者に係る登録を除き、6月30日（沖縄県の区域に係る登録にあつては5月31日）としている。

(3) 出荷取扱業の登録状況

出荷取扱業の登録は、平成8年6月30日を初回として実施し、以降、毎年6月30日に新規の登録申請者に係る登録を実施しており、その状況は表2のとおりとなっている。

表2 出荷取扱業の登録状況

	第1種出荷取扱業 (うち更新) (うち新規)	第2種出荷取扱業 (うち更新) (うち新規)
8.6.30 現在	3,296	86
登録者数	(—) (—)	(—) (—)
9.6.30 現在	3,127	88
登録者数	(—) (12)	(—) (2)
10.6.30 現在	2,912	88
登録者数	(—) (9)	(—) (0)
11.6.30 現在	2,461 (2,584)	87 (84)
登録者数	(38)	(1)

(注) 第1種登録出荷取扱業者について純増していないのは、JAの合併、業の廃止等の理由による。

7 米穀販売業者制度

食糧法においては、米穀の販売業者が消費者に対し、その需要に的確に対応し、米穀を安定的かつ円滑に供給するためには、適正な販売活動を確保することが極めて重要であることから、米穀の流通を担う者としての位置付けを法律上明確にされている。

また、計画流通制度の下で意欲と能力のある者の参入により、流通段階の活性化と消費者の選択の幅の拡

大を図るため、計画流通米の販売業について、次に掲げる登録要件を充足し、意欲と能力のある者であれば誰でもが参入できる登録制としたところである。

(1) 販売業の登録要件

卸売業、小売業とも遵法要件、資力信用要件のほか次の要件を充たしていることが必要である。

ア 卸売業は、

(ア) 袋詰精米を製造するためのとう精施設を権原に基づき利用できること。

(イ) 計画流通米の年間販売見込数量が、4,000精米t（ただし、登録卸売業者が他の都道府県で登録を受けようとする場合は、400精米t）以上であると認められること。

イ 小売業は、米穀の販売のための売場その他の常設の事業所を権原に基づき利用できること。

(2) 販売業に対する流通規制の緩和

食糧法において、流通経路の多様化・弾力化が図られ、新規参入の促進を通じて競争原理の導入、商活動の活性化が図られるよう米穀販売業者の流通規制も平成10年度に新たに緩和されたのは以下のとおりである。

ア 販売業の登録が年2回となり申請期間も延長されるとともに、通信販売による小売業が可能となるよう売場要件の見直しや登録小売業者を示す標識の規格や掲示方法の見直しが行われた。

イ 通達に基づく自主流通米の取引主体の兼業規制（卸売業者と小売業者の兼業禁止等）を全廃した

ウ 販売業者の登録申請に関して、提出書類のうち定款又は寄附行為、履歴書及び売場その他の常設の事業所の写真又は図面の提出を不要とした。

(3) 販売業の登録状況

食糧法に基づく販売業の登録状況は表3のとおりとなっている。

表3 販売業の登録状況

	卸 売 業		小売業者 の販売所
	数量要件 4,000精米 t 以上	数量要件 400 精米 t 以上	
登録申請前	275	—	93,160
8. 6. 15	339	延べ 766	175,973
9. 6. 30	346	延べ 926	183,770
10. 6. 30	359	延べ 1,095	188,387
10.12.28	370	延べ 1,171	190,078
11. 6. 30	383	延べ 1,250	154,134

(注) 登録申請前の業者数は、平成7年6月1日現在である。

(4) 精 米 表 示

精米表示については、農産物検査の結果を的確に反映することにより、米穀の公正かつ適正な流通を確保するとともに、消費者が精米を購入する際の判断材料を提供するという役割を担っている。

食糧法においては、精米表示の役割が適切に果たされるよう、表示内容について消費者に分かりやすいものとするとともに、表示と内容の一致について消費者の一層の信頼を確保する等の観点から定められたところであり、その内容は以下のとおりである。

ア 表示方法

登録販売業者等に対し、消費者向け袋詰精米について、食糧庁が精米表示基準を定め、全国統一的に実施。

イ 表示項目

「品名」（うるち、もち、胚芽精米の別）、「原料玄米」、「正味重量」、「精米年月日」、「販売業者名又は精米工場名」を一括して表示。

ウ 原料玄米の表示の原則

(ア) 原料玄米の表示は、認証又は確認を受けることを前提に、産地・品種・産年のいわゆる三点セット表示を基本。

(イ) 原料玄米の表記の単位は、原則として10パーセント単位。

(ウ) ブレンド米（複数の産地・品種・産年の米穀を原料とした精米）については、

a 「複数原料使用」、「多数原料使用」又は「ブレンド（米）」と記載。

b かっこ書で使用割合の多い順に可能な範囲で三点セットの全部又は一部及び使用割合を認証等を受けて記載。

c 単に「複数原料使用」、「多数原料使用」又は「ブレンド（米）」と記載できるものとするが、この場合は認証等は不要。

(エ) ブレンド米以外の精米については、「単一銘柄」と記載可。

エ 未検査米の表示

原料に未検査米を使用した場合の原料玄米の表示は、「国内産未検査米」又は「外国産未検査米」と表示。

オ 外国産米の表示

原料に検査を受けた外国産米を使用した場合の原料玄米の表示は、「産地・品種」欄に「産地国（地域名）」を記載し、「産年」については、輸出国の公的機関等による照明に基づき記載。

カ メリット表示

一括表示項目の欄外で、消費者にアピールすること

を目的として、一括表示の内容以外の精米に関する情報を記載する場合の表示（メリット表示）については、一括表示の内容と関連する事項については当該内容と矛盾しない表示を付するものとし、一括表示の内容と直接関係のない事項については虚偽または誇大と認められる表示は不可。

キ 精米表示認証・確認制度

(ア) 第三者機関である表示認証機関（財日本穀物検定協会）又は小売業者の同業組合（表示確認組合）等が精米の表示と内容の一致を認証・確認。

(イ) 認証・確認された袋詰精米には、認証・確認マークを貼付。

『食糧庁精米表示基準に基づく表示』

<表示例>

◎ 単品の場合

食糧庁精米表示基準に基づく表示				
品 名		精 米		
原料玄米	産 地	品 種	産 年	使用割合
	○年産	□ヒカリ	▲年産	100%
正味重量	5 kg			
精米年月日	10.10.1			
販売業者名 又 は 精米工場名	〇〇米穀卸株式会社 □□県〇〇市△△町▽▽ ×-× TEL 〇〇〇 (△△△) ▽▽▽			

(認証マーク又は確認マークが必要)

◎ ブレンド米の場合（原料玄米欄を抜粋したもの。他の表示項目は単品の場合と同じ。）

原料玄米	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	○年産	□ヒカリ	△年産	30%
	●年産	■ヒカリ	▲年産	30%
	その他			40%

(認証マーク又は確認マークが必要)

原料玄米	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	ブレンド（米）			
	例1（○県産 □ヒカリ 100%）			
	例2（■県産 ■ニシキ ▲年産 50%）			

(認証マーク又は確認マークが必要)

原料玄米	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	ブレンド（米）			

(認証マーク又は確認マークは不要)

・「ブレンド（米）」のほか「複数原料使用」又は「多数原料使用」の表示可。

『認証・確認マーク』



(注)
表示確認組合により
確認マークのデザイン
は多少異なります。

8 米の消費拡大

(1) 米の消費拡大対策の推進

米の消費拡大については、我が国の風土・資源に適した食糧である米を中心とした日本型食生活を広く維持・定着させていくとともに米の需給均衡を図ることを基本として、各般にわたる施策を講じて強力に推進している。

(2) 米の消費拡大のための施策

ア 中央における需要拡大宣伝事業の実施

中央においては、備蓄米需要促進対策及び健康的な食生活を維持するためのごはん食についての正しい知識の普及及び啓発活動を実施した。

(ア) 備蓄米需要促進対策の実施

平成5年産米の凶作の経験などを踏まえ食糧法に位置付けられた米の備蓄制度を円滑に運営するため、関係団体と連携を取りつつ次の事業を実施した。

a テレビCM、雑誌、ポスター等によるPR

女子柔道の田村亮子選手をイメージキャラクターとし、主婦を中心とした一般消費者を対象に、備蓄制度や低温保管の周知等を通じた備蓄米のPRを実施

b たくわえくんファンクラブ活動

料理講習会や低温倉庫の見学会の開催を通じ、継続的な購入の呼びかけを実施

c 街頭試食キャンペーンの実施

備蓄米販売協力店の店頭にて消費者に対する備蓄米の試食を実施

(イ) ごはん食の普及・啓発活動

全国米穀協会等に委託して、次の事業を実施した。

a 医師・栄養士等専門家の協力を得たお米・健康サミット等シンポジウムの開催等による普及啓発活動

b 消費者団体等を通じたごはん食の啓発活動

c 啓発、宣伝事業用の各種資材の作成、提供

d 小・中学生（小学生は5・6年生を対象とする）、高校生及び料理学校生徒等を対象としたヤ

ング・ライスクッキング・コンテストの開催等

イ 地域米消費拡大対策の実施

都道府県、市町村段階の地域に密着した多角的な米消費拡大運動を引き続き実施するとともに、生産者団体等が主体的に実施する消費拡大への取組みと連携した各種事業（お米ギャラリーの運営、米食・米加工品の普及、稲作体験活動等）を実施した。

9 学 校 給 食

(1) 学校給食実施状況

学校給食は、学校給食法等の三つの法律により、小学校、中学校、夜間定時制高校及び特殊教育諸学校を対象に実施されており、パン又は米飯、ミルク及びおかずを供する「完全給食」と、完全給食以外の給食でミルク及びおかず等を供する「補食給食」と、ミルクのみを供する「ミルク給食」の三つの型がある。

9年5月現在における学校給食の実施状況は表4のとおりである。

表4 学校給食実施状況

区 分	学校数		児童・生徒数	
	校	%	千人	%
完 全 給 食	32,483	(86.8)	10,793	(86.3)
補 食 給 食	501	(1.3)	67	(0.5)
ミ ル ク 給 食	2,025	(5.4)	769	(6.1)
計	35,009	(93.6)	11,629	(93.0)
未 実 施	2,400	(6.4)	876	(7.0)
総 計	37,409	(100.0)	12,505	(100.0)

(2) 米飯学校給食実施状況

学校給食において米飯給食の定着を図っていくことは、単に当面の米の消費拡大に資するのみでなく、長期的にみて児童・生徒の食習慣が将来の我が国の食生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、米を中心とした日本型食生活の定着に寄与するものと考えている。

このような考え方に立って、米飯学校給食については、51年度から政府助成を行うこと等により、週3回程度の実施を目標として計画的に推進している。

10年度の学校給食用米穀（政府米）の値引率については、食料政策上の必要性、米飯給食の普及状況、財政負担等を総合的に勘案し、

新規実施校	30%
週3.0回以上実施計画校	30%
その他の学校	－%

とした。
また、元年から生産者団体等が一定のルートで自主流通米等を学校給食用に供給する場合には、政府助成

（10年度政府米値引相当額の95%）を実施している。

なお、学校給食用米穀の値引措置については、現行手法による米飯給食推進に限界があること等から、平成9年6月3日に閣議決定された「財政構造改革の推進について」において廃止の方向で見直すこととされ、同年11月に策定された「新たな米政策大綱」において段階的に廃止することとした。

このため、10年度においては、政府米の値引措置に代わる新たな視点に立ち、学校給食用パン製造業者等に加えて学校設置者が行う炊飯設備等整備の経費の一部補助、米飯弁当持参校に対する保温庫の設置、各地方自治体の創意工夫に応じた米飯給食拡充策への支援、米飯給食用食器等の購入・配付支援、転作作物の米飯給食への利用方策についての検討会等への支援を行うとともに、備蓄制度の理解促進のため学校給食用備蓄米の無償交付を行うなど、引き続き米飯学校給食を積極的に推進している。

9年5月現在では、

- ① 米飯学校給食実施校は、完全給食実施校の98.7%（51年5月36.2%）
- ② 対象児童・生徒数は、99.0%（51年5月30.9%）
- ③ 週平均実施回数2.7回（51年5月0.6回）
- ④ 米穀の使用実績は約10万1千t（51年5月1万t）
- ⑤ 週3回以上実施している学校は、73.5%（51年5月7.0%）となり、着実に普及している。

10 新 た な 米 政 策

(1) 対策構築に至った背景

現下の米をめぐる状況は、豊作が連続したこと等により全体需給が大幅な緩和基調で推移し、政府及び民間双方の持越在庫が積み上がる中、自主流通米の価格が急激に下落し、また生産調整についても、現場での不公平感が高まる等の問題が生じていた。

このような状況を打開し、食糧法の目的である米の需給と価格の安定を図るため、「新たな米政策大綱」を平成9年11月20日策定した。

本対策は生産調整対策、稲作経営安定対策、計画流通制度の運営改善の3つを基軸とする総合的な対策であり、その概要と推進状況は以下のとおりである。

(2) 生産調整対策

ア 生産調整の規模

平成12年10月末の国産米在庫を適正備蓄水準（150万tを基本とし上限は200万t）まで減少させることとし、2年間かけて生産調整に取り組む。

平成11年産の生産調整目標面積は、平成10年産と同規模の963千haである。

生産調整目標面積は、毎年の需給状況、価格情報等を反映しながら適時見直すこととする。

イ 生産調整実施者への助成措置

需給調整に貢献している生産調整実施者（目標達成率100%以上の農業者）の経営安定を図り、不公平感を改善することを通じ、生産調整を円滑に推進するため、(ア) 米需給安定対策、(イ) 稲作経営安定対策、(ウ) 水田営農確立助成金の3つの施策を一体的に実施する。

(ア) 米需給安定対策

a 全国各地の生産者の公平な抛出（水田面積10a当たり3千円）と政府の助成による資金を造成し、生産調整の取組の実態に応じて補償金を受け取る仕組み。

態様	単価
①一般作物転作25千円/10a （大豆、麦、飼料作物等） 永年性作物等転作（果樹等） 多面的機能水田（景観形成作物等）	25千円/10a
②調整水田	10千円/10a
③特例作物転作（野菜等）	4千円/10a
④土地改良通年施行 保全管理、自己保全管理	4千円/10a
地域集団加入促進（①～③に加算）	5千円/10a

b 助成金の交付を受けることができるのは、目標面積を100%以上達成した生産調整実施者である。地域で集団的に加入した場合は、補償金が更に上乗せされる。

c 特に平成11年度については、未達成地域の解消等を通じ全国での着実な推進を図るため、超過達成者に対する支援（超過達成分について10a当たり5千円）を実施する。

(イ) 稲作経営安定対策（(3)参照）

(ウ) 水田営農確立助成金

a 大豆・麦・飼料作物等他作物を取り込み稲作・転作一体となった望ましい水田営農の実現に取り組む農業者・地域を支援するための助成金を交付する仕組み。

b 助成金の交付を受けることができるのは、(ア)の米需給安定対策の加入者であり、かつ目標面積を100%以上実施した生産調整実施者である。

種類	一般作物 (大豆、麦、飼料作物等)	特例作物 (野菜等)
高度水田営農確立助成	20千円/10a	2千円/10a
生産組織・集落営農助成	10千円/10a	2千円/10a
畜産複合助成	10千円/10a	—
中山間産地形成助成	10千円/10a	2千円/10a

(エ) 水田麦・大豆・飼料作物の生産振興緊急対策
上記(ア)～(ウ)の対策のほかに、緊急の技術対策として、水田を活用して麦・大豆・飼料作物の生産に意欲的に取り組む農業者を支援するため、湿害の克服、収量向上などの課題に対応した技術対策を計画的に実施する農業者・営農集団に対し、必要な経費を定額（10/10）で助成することとしている。

(3) 稲作経営安定対策

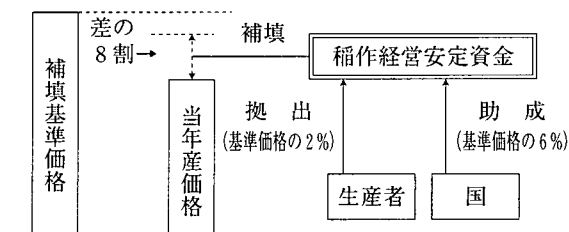
ア 本対策の趣旨

自主流通米の価格変動が稲作経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者の抛出と政府の助成により造成した資金を用い、自主流通米の価格下落のうち一定額（8割）を補填する制度である。

イ 本対策の仕組み

(ア) 補填基準価格は、産地品種銘柄ごとに過去3カ年の自主流通米価格の平均価格（3カ年移動平均）である。

(イ) 生産調整実施者（目標達成率100%以上の農業者）の出荷する自主流通米を対象としている。



（※稲作経営安定対策に加入するためには、米需給安定対策にも加入することが必要。）

ウ 進捗状況

10年産米について、稲作経営安定対策の加入状況は数量ベースで自主流通米出荷量の約90%となった。また、このうち、銘柄ベースで約76%、数量ベースで約58%が補てんの対象となった。

全体の資金状況については、生産者抛出242億円、政府助成726億円により、合計971億円の資金を造成し、このうち補てん金274億円を交付し、11年産への繰越資金残高が694億円となっている。

(4) 計画流通制度の運営改善

ア 備蓄運営ルールの確立

備蓄水準の適正化を図るため、10年産から、以下の「備蓄運営ルール」が確立された。

(ア) 指針及び基本計画上、政府米買入数量より政府米販売数量を大きくする。

(イ) 実際に販売が計画未達となった場合の実際の買入数量は計画数量から販売未達数量を差し引いた数量とする。

この備蓄運営ルールを踏まえて、10年産米の政府買入数量は30万トンと9年産米の政府買入れ（120万トン）の4分の1としたところである。

11年産米の政府買入数量については、このルールを踏まえて、11R Yの政府米販売が100万トンとなることを前提として75万トンとしている。11R Yの政府米販売が100万トンに達しない場合の実際の政府買入数量は、75万トンから販売計画未達数量を差し引いた数量となる。

11米穀年度の政府米販売数量

実際の販売数量	計画未達	計画 100万t
---------	------	----------

実際の買入数量	計画未達	計画 75万t
---------	------	---------

11年産の政府買入数量

イ 今後の政府買入銘柄

円滑な備蓄運営を可能にするため、10年産から、政府買入対象銘柄についても一定の条件を設けることとしている。

11年産については、銘柄ごとの計画出荷米（政府米＋自主流通米）のうち、政府買入は50%以内に限定される。

第3節 麦類の需給及び価格の安定を図るための措置

1 麦類の需給

(1) 麦類需給計画

10年度の食糧用麦類の需給計画は、次のような考え方で策定した。

ア 買入量

(ア) 国内産小麦の買入量は、最近の作付面積及び単収等を考慮して56万9千tと見込み、大・はだか麦についても小麦と同様な考え方により大麦6万1千t、はだか麦1万7千t、計7万8千tと見込んだ。

(イ) 外国産小麦の買入量は、総需要量のうち、内麦の供給で不足する分について行うという基本的な考え

方のもとに568万tを見込んだ。外国産大・はだか麦についても小麦と同様な考え方により26万3千tを見込んだ。

イ 需要量

(ア) 小麦

主食用については、最近における小麦粉の需要動向等を考慮して592万2千t、しょう油等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して16万3千t、合計608万5千tを計上した。

(イ) 大・はだか麦

主食用については、最近の精麦需要の動向等を考慮して27万9千t、麦茶用等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して4万4千t、合計32万3千tを計上した。

ウ 期末持越量

国内産麦については、年間均等に売却することを前提に、10年度の買入見込量から当年度の売却見込量を差し引き小麦は27万9千t、大・はだか麦は4万7千tを見込んだ。外国産麦については、小麦は月平均需要量の2.6か月分に相当する119万5千t、大・はだか麦は8万1千tを見込んだ。

(2) 麦類需給実績

10年度の食糧用麦類の需給実績は、次のとおりとなった。

ア 買入量

(ア) 国内産麦の買入量は、小麦52万6千t、大・はだか麦6万5千t（大麦5万6千t、はだか麦9千t）となり、当初計画に比べ、小麦は4万3千tの減少、大麦は5千t減、はだか麦は8千t減、大・はだか麦計では1万3千t減となった。

(イ) 外国産麦の買入量は、小麦453万8千t、大・はだか麦20万6千tとなり、当初計画に比べ、小麦は114万2千t、大・はだか麦は5万7千tそれぞれ減少した。

イ 需要量

(ア) 小麦

主食用は479万4千t、固有用途用は15万3千tとなり、当初計画に比べ、主食用は112万8千t、固有用途用は1万tそれぞれ減少し、合計で494万7千tとなった。

(イ) 大・はだか麦

主食用21万1千t、固有用途用（麦茶用等）7万7千tとなり、当初計画に比べ、主食用は6万8千t減少、固有用途用は3万3千t増加となり、合計で28万8千tとなった。

ウ 期末持越量

国内産麦については、小麦27万7千t、大・はだか麦3万5千tとなり、当初計画に比べ、小麦は2千トン減少、大・はだか麦は1万2千tの減少となった。

外国産麦については、小麦は120万9千t、大・はだか麦5万9千tとなり、当初計画に比べ、小麦は1万4千t増加、大・はだか麦は2万2千tの減少となった。

2 10年産麦の集荷

(1) 政府買入れのための諸措置

ア 10年産麦の政府買入れについては、6月11日に買入条件を設定した。

イ 10年産麦の政府買入価格は、次のとおり決定され、6月11日、農林水産省告示第938号をもって告示された。

小麦	(銘柄Ⅱ・1等正味60kgにつき)	8,958円
大麦	(銘柄Ⅱ・1等正味50kgにつき)	6,431円
はだか麦	(銘柄Ⅱ・1等正味60kgにつき)	9,264円

ウ 10年産の政府買入数量は次のとおりである。

	10年産	9年産	前年比
小麦	526,293	521,602	100.9
大麦	55,759	67,349	82.8
はだか麦	9,293	14,685	63.3
合計	591,345	603,636	98.0

3 麦管理改善対策

(1) 10年産麦についての実施状況

ア 小麦

(ア) 10年産小麦の流通契約の基準となる数量(契約基準数量60.7万t)及び流通契約諸条件については、9年7月25日に開催された事前協議会(生産者団体及び実需者代表等で構成)において合意決定された。

この契約基準数量に基づき、生産者と実需者との間で製粉用57万9千t、固有用途用(醤油等)2万8千t、計60.7万tの流通契約(当初契約)が締結された。(表5)

(イ) 10年産の政府買入数量は、52万6千tと契約基準数量を大幅に下回るものとなった。

このため、収穫時における流通契約については、生産者と実需者の話し合いにより原則として当初契約を一律に圧縮する形で全量が契約締結された。

イ 大・はだか麦

(ア) 10年産大・はだか麦の契約基準数量(11万2

千t)及び流通契約諸条件については、9年7月25日に開催された事前協議会において合意決定された。

この契約基準数量に基づき、生産者と実需者の間で、精麦用9万6千t、麦茶用等1万6千t、計11万2千tの当初契約が締結された。(表5)

(イ) 10年産の政府買入数量は、6万5千tと契約基準数量とほぼ同じになった。

収穫時の流通契約については、実需者団体間で調整を行い締結された。

表5 小麦及び大・はだか麦の契約締結状況

(単位：玄麦千t)

種 類	10年産	11年産
小麦		
契約基準数量	607.5	617
当初契約数量	607.5	617
未契約数量	0	-
政府買入数量	526	-
契約麦	526	-
非契約麦	0	-
大・はだか麦		
契約基準数量	合計112.5	合計110.1
	小粒大麦 28.5	小粒大麦 31.4
	大粒大麦 63.0	大粒大麦 59.1
	はだか麦 21.0	はだか麦 19.6
当初契約数量	112.5	110.1
未契約数量	0	-
政府買入数量	65	-
契約麦	65	-
非契約麦	0	-

(2) 11年産麦契約締結状況

11年産麦の流通契約の基本条件等については、10年7月24日に開催された事前協議会において、次のとおり合意決定された。

ア 小麦

(ア) 契約基準数量は、61万7,360tとする。

(イ) 条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等(表6)

(ウ) 生産・流通に関する確認

① 契約基準数量の確保について

生産側にあつては、契約基準数量を確保するため、売渡受託者に対し契約基準数量を配分・通知し、指導の徹底を図るものとする。

② 品質・物流改善に資する対策について

生産側にあつては、引き続き品質の向上、物流の改善、生産性の向上に努めるものとする。

③ 良品質麦生産の取り組みについて

生産側にあつては、「新たな麦政策大綱」に沿って取り組む「良品質麦安定供給強化対策」の具体策を、

表6 小麦の条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
1 県間流通麦	・ 県間流通する麦 ただし、4の超過麦は除く	1 北海道産 146円/60kg (2,433円/t) ※道内流通を含む。 2 都府県産 消費地までの経費 実費相当額の一部を負担すること とし、県別負担額等については、 別に定めるところによる。	・ 実需者の引取経費の一部を生産 者が負担することにより、当該麦 の流通円滑化を図る。
2 好まれない 荷姿の麦	・ 内麦引取量の全量についてバラ 物の引取りを希望する実需者に対 して、袋物を引き渡した場合の当 該袋物の麦	30円/60kg (500円/t)	・ 実需者が袋物を引き取る場合、 バラ物に比較して引取経費が割増 しとなるばかりでなく、解袋作業、 空袋の処分等が必要となること等 を考慮して、生産者が一定の負担 を行うことにより、当該麦の流通 円滑化を図る。
3 未集約麦	・ 実需者の引取場所となる1倉所 当たりの規模が30t未満となっ ている麦 ただし、県内実需者等で小口引 取りが常態化している等のため、 特にそのような取扱いを実需者が 希望しない場合を除く	1,600円/t	・ 未集約のものについての掛り増 し経費増嵩分の一部を生産者が負 担することにより、当該麦の流通 円滑化を図る。
4 超過麦	・ 都道府県別契約基準数量の 102.5%を超える数量の麦	・ 消費地までの経費実費相当額と し、負担額については、別に定め るところによる。 ただし、北海道産については、 消費地までの経費実費相当額とし て、8,200円/tを負担する。	・ 契約数量を上回る麦の流通円滑 化を図る。

(注) 1の県間流通麦の但書き及び4の超過麦の規定については適用しない。

表7 大・はだか麦の条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
1 遠隔地産麦	・ 北海道産の麦 ・ 関東産の麦で域外(九州、四国) の実需者が引き取る麦 ・ 東北・北陸産の麦で域外の実需 者が引き取る麦	・ 北海道産 59円/50kg (1,180円/t) ・ 関東産 47円/50kg (940円/t) ・ 東北・北陸産 32円/50kg (640円/t)	・ 遠隔地産麦については、実需者 の引取経費が割高になっている実 態にかんがみ、この引取経費の一 部を生産者が負担することによ り、当該麦の流通円滑化を図る。
2 好まれない 荷姿の麦	・ 内麦引取量の全量についてバラ 物の引取りを希望する実需者に対 して、袋物を引き渡した場合の当 該袋物の麦	25円/50kg (500円/t) 30円/60kg (500円/t)	・ 実需者が袋物を引き取る場合、 バラ物に比較して引取経費が割増 しとなるばかりでなく、解袋作業、 空袋の処分等が必要となること等 を考慮して、生産者が一定の負担 を行うことにより、当該麦の流通 円滑化を図る。
3 未集約麦	・ 実需者の引取場所となる1倉所 当たりの規模が30t未満となっ ている麦 ただし、県内実需者等で小口引 取りが常態化している等のため、 特にそのような取扱いを実需者が 希望しない場合を除く	1,600円/t	・ 未集約のものについての掛り増 し経費増嵩分の一部を生産者が負 担することにより、当該麦の流通 円滑化を図る。

生産に的確に反映するよう努力するものとする。

④ 生産及び流通の目標について

当面の生産及び流通については、国の「農産物の需要と生産の長期見通し」(平成7年12月26日閣議決定)を踏まえ、生産側はこの目標に向け品質・コスト面での改善をすすめ、需要のある麦の生産の拡充と供給の安定に努力することを目標とする。また、実需側はその間生産の事情に配慮し、これに協力するものとする。

イ 大・はだか麦

(ア) 契約基準数量は、流通の実態に合わせ11年産は各麦種別に定めることとし、小粒大麦3万1,400t、大粒大麦5万9,100t、はだか麦1万9,600t、合計11万100tとする。

(イ) 条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等(表7)

(ウ) 生産・流通に関する確認

① 麦種別契約基準数量の確保について

生産側にあつては、麦種別契約基準数量を確保するため、売渡受託者に対し契約基準数量を配分・通知し、指導の徹底を図る。特に大粒大麦については契約基準数量に見合った適正な作付面積を厳守するものし、大幅に超過することのないよう最大限の努力をするものとする。

② 品質・物流改善に資する対策について

生産側にあつては、引き続き品質の向上、物流の改善、生産性の向上に努めるものとする。

③ 良品質麦生産の取り組みについて

生産側にあつては、「新たな麦政策大綱」に沿って取り組む「良品質麦供給強化対策」の具体策を、生産に的確に反映するよう努力するものとする。

④ 生産及び流通の目標について

当面の生産及び流通については、国の「農産物の需要と生産の長期見通し」(平成7年12月26日閣議決定)を踏まえ、生産側はこの目標に向け品質・コスト面での改善をすすめ、需要のある麦の生産の拡充と供給の安定に努力することを目標とする。また、実需側はその間生産の事情に配慮し、これに協力するものとする。

ウ 契約生産奨励金

10年9月25日に開催された契約生産奨励金基準額決定委員会において、11年産麦に係る契約生産奨励金の交付要件及び基準額の見直し等が決定された。(表8)

4 売 却

(1) 製粉用玄麦(小麦)の売却実績

10年度における製粉用玄麦の売却実績は、内麦50万1千t(10%)、ソフト系外麦112万4千t(23%)、セミハード系31万2千t(7%)、ハード系外麦285万7千t(60%)で、対前年比8万9千tの減少となった。

また、売却数量のうち外麦の産地国別の売却割合は、アメリカ産236万1千t(WW57万t, SH31万2千t, HP43万3千t, DNS104万6千t)で55%、カナダ産137万8千t(CW117万5千t, DRM20万3千t)

表8 11年産契約生産奨励金交付要件及び基準額

(1) 品質改善奨励額

品位ランク	小麦 (60kg)	大麦 (50kg)	はだか麦 (60kg)
A	500円	410円	500円
B	350	280	350
C	100	80	100
D	0	0	0

(2) ばら化奨励額

要 件	基 準 額
ばら流通する契約麦	1,800円/t

(3) 集約化奨励額

要 件	基 準 額	交 付 要 件
6年産以降新たに別に定める要件により集約がなされた契約麦	1,600円/t	要件を満たして交付対象となつてから3年間

(4) 生産・流通改善奨励額

要 件	基 準 額
売渡受託者によって政府に売り渡された契約麦	300円/t

で32%、オーストラリア産55万4千t（A S W）で13%となっている。

(2) 固有用途用（小麦）の売却実績

固有用途用については、しょうゆ・手延べそうめん用等として15万3千t（内麦2万1千t、外麦13万2千t）を売却した。

(3) 大・はだか麦の売却実績

精麦用としては、21万1千t（国内産大・はだか麦6万6千t、外国産大・はだか麦14万5千t）を売却した。

麦茶・ビール用等としては、7万7千t（国内産大・はだか麦1万4千t、外国産大・はだか麦6万3千t）を売却した。

5 新たな麦政策

(1) 基本的考え方

ア 麦は、米に次ぐ主要食糧穀物であり、生産性の高い水田営農や合理的な輪作体系の下での畑作営農の確立を図る上で不可欠な作物である。

イ しかしながら、生産・流通・加工の各面で多くの問題が生じていることから、「民間流通への移行を契機とし、生産者が創意工夫・努力すれば報われ、実需者もこれを希望して需（もと）める、その結果、我が国の麦作が定着し、麦自給率の向上を一步進めていく」ことを基本的考え方とする「新たな麦政策大綱」を平成10年5月29日に策定した。

ウ 「新たな麦政策」への転換のスピードは、同大綱に示された転換プログラムを踏まえ、十分実態に即したものとしよう留意する。

(2) 「新たな麦政策大綱」の推進状況

「新たな麦政策大綱」の趣旨に即し、麦作農家及麦関連産業の将来展望を切り拓いていくため、次のとおり各般の施策を総合的に推進している。

ア 国内産麦

(ア) 民間流通の仕組みの構築

平成10年6月に、民間流通の仕組みを構築するため、生産者、実需者、行政を構成員とする「民間流通検討会」を設置し、累次の検討を重ねた結果、同年12月9日に「民間流通検討会報告書」を取りまとめ。

同報告書の趣旨に即し、11年1月に設置された、生産者団体及び実需者団体の共催による「民間流通連絡協議会」において協議が進められた結果、同年6月22日に「初年度（平成12年産麦）における民間流通の仕組み」を取りまとめ。

(イ) 麦の民間流通への移行に必要な「麦作経営安定資金」の導入

11年6月に、初年度（平成12年産麦）における「麦作経営安定資金」の具体的水準、次年度以降の「麦作経営安定資金」の算定の考え方等を決定。

「麦作経営安定資金」を含む民間流通の仕組みの構築により、民間流通への移行は合意の整った地域において12年産から実施され、それを参考に順次移行していく予定。

(ウ) 「災害収入共済方式」の導入

減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少を補てんする「災害収入共済方式」を試験的に導入すること等を内容とする農業災害補償法の改正法が第145回国会で可決・成立。13年産麦からの適用に向け、平成11年度において政省令改正等を行う予定。

(エ) 「麦新品種緊急開発プロジェクト」の創設等による新品種開発の加速的推進

地域毎に、早生性、製麺性等に優れた有望系統について、3年後までに品種として開発・実用化することを目指し、緊急の開発プロジェクトを開始。その際、品種開発段階から実需者等の意向を反映するため、全国及び地域別に麦類研究推進協議会を設置するほか、関係機関（国立9場所、道県26場所）の研究スタッフを総動員した大型プロジェクトチームを創設する等研究推進体制を整備。また、ブレンド技術の開発等を実施。

(オ) 麦大豆品質向上定着特別対策事業

3年後を目標とし、実需者ニーズ、品質評価に基づいた品質向上・安定化を実現するとともに、効率的な生産・品質管理システムを構築するため、地域毎に推進目標を明確化し、全国の各産地において、栽培技術マニュアルの策定、期間借地等の斡旋、大規模乾燥調製施設の整備等を集中的に推進。

(カ) 畑地帯総合整備事業

これまで不良土層地帯に限定していた単独土層改良を、良質麦生産地域にあっては不良土層地帯でなくても実施可能とするよう拡充。

(キ) 基盤整備促進事業

水田における良品質麦生産を推進するため、良品質麦生産に取り組む地域を対象に、その基礎となる排水条件の整備や土づくりを総合的に推進。

イ 外国産麦

政府管理経費の節減、大型船の活用による輸入コストの削減、備蓄水準の弾力的運用、在庫保有の官民分担関係の適正化（製粉企業における在庫水準の積増し措置）等を計画的に実施。

ウ 麦加工産業

(ア) 経営判断指標の策定

製粉企業における今後の経営判断の指標として、製造・販売コストの目標（ガイドライン）を11年3月に提示。

(イ) 製粉企業再編整備特別対策事業

専増産ふすま工場の一般製粉工場化、企業再編に伴う物流・研究機能の強化等に必要な支援を実施。

(ウ) 製粉用小麦の売却方法の改善

過去の買受実績に基づく売却運用を廃止し、11年度から実需者の希望に基づいて売却する方法に改善。

エ 飼料用麦等

(ア) 流通飼料生産流通体制合理化推進事業

専増産ふすまの代替飼料を含む飼料用麦関連飼料の利用促進及び生産・流通の合理化を図るため、飼料用麦関連飼料の内外の需給・価格動向の収集・提供、利用技術の普及・啓発等を実施。

(イ) 製粉企業再編整備特別対策事業（前掲）

(ウ) 飼料用麦の輸入における売買同時契約方式（SBS）の導入

飼料用麦の輸入について、国家貿易の枠内において輸入方法の弾力化や多様化等を図り、個別の需要にきめ細かく対応した品質・価格での供給を可能とするため、11年度から売買同時契約方式（SBS）を導入することとし、11年6月29日に第1回入札を実施。今後、実施状況等を見極めつつ、段階的に数量を拡大。

第4節 倉庫の概況と保管運送

1 政府倉庫及び食糧庁指定倉庫の概況

(1) 標準収容力と在庫数量

平成10年4月1日現在の食糧庁指定倉庫の標準収容力（臨時指定倉庫を含む）は、政府倉庫（政府サイロを含む）21万4千t、農業倉庫（カントリーエレベーターを含む）918万4千t、集荷商人倉庫52万t、営業倉庫451万2千t、民間サイロ352万5千t、合計1,795万5千tとなり、前年同期に比べて45万3千tの増加となっている。

また、経営主体数は政府倉庫（政府サイロを含む）11、農業倉庫1,527、集荷商人倉庫1,084、営業倉庫（民間サイロを含む）765、合計3,387であり、前年同期に比べて186減少している。

カントリーエレベーターの収容力は年々増加してきており、10年4月1日現在で6,295本のサイロピンが指定されており、その収容力は180万3千t（もみ）に達している。

一方、政府所有食糧等の在庫数量は、10年11月末

現在で565万9千t（うち、国内米309万4千t）であり、前年同期に比べ22万3千t減少（うち、国内米7万1千tの減少）となっている。

最近3か年の食糧庁指定倉庫の標準収容力及び在庫数量の推移は表9のとおりである。

(注) ラウンドの関係上、内訳と合計が一致しない場合がある。

表9 食糧庁指定倉庫の収容力及び在庫数量

(単位：千t)

年 度	標準収容力	在庫数量
8	16,686	5,627
9	17,502	5,882
10	17,955	5,659

(注) 標準収容力は各年度4月1日現在、在庫数量は各年度11月末現在である。

(2) 低温・準低温倉庫の概況

10年4月1日現在における食糧庁指定倉庫のうち、低温・準低温倉庫の標準収容力は688万3千tであり、78万4千t増加している。

最近3か年の低温・準低温倉庫の標準収容力は表10のとおりである。

表10 低温・準低温倉庫の標準収容力

(単位：千t)

年 度	低 温	準低温	計
8	4,262	884	5,146
9	5,247	852	6,099
10	6,049	835	6,883

(注) 標準収容力は各年度4月1日現在である。

2 保管料支払実績

10年度政府所有食糧等の保管料支払額は586億円であり、前年度に比べ11億円の増となっている。

表11 10会計年度保管料支払額

(単位：百万円)

種 類	営業倉庫	農業倉庫	計	対前年増減(△)
国 内 米	27,923	7,992	35,915	1,914
国 内 麦	614	1,613	2,227	△ 35
外 米	5,797	25	5,822	195
外 麦	8,905	—	8,905	341
輸入飼料	5,772	—	5,771	△1,325
計	49,011	9,630	58,641	1,090
対前年増減(△)	3,119	△2,029	1,090	

3 運 送

運 送 概 況

ア 運送数量

平成10年度における政府米の運送数量については、国内産米及び外国産米とも政府米の運送数量の減少により、前年度を下回る 146万t（前年度 171万t）となっている。

表12 会計年度政府米運送実績

(単位：千t)			
年 産	県間運送	県内運送	計
6 年 産	13	66	79
7 年 産	160	55	215
8 年 産	12	25	37
9 年 産	292	506	798
10 年 産	11	5	16
国内産計	488	657	1,145
外国産米	177	139	316
合 計	665	796	1,461
(前年度計)	(746)	(962)	(1,708)

イ 運送対策

政府米の販売促進を図るため、平成10年度については次の運送対策を講じた。

- (ア) 卸売業者等からのニーズを踏まえて、運送指令（指示）を随時発出。
- (イ) 卸売業者等が希望する売却日に米穀が到着できる運送方法の選択及びコスト削減の有効な手段となる車側渡売却の活用。
- (ウ) 運送中の品質保持に十分留意した夏場運送の実施。

第5節 食糧の輸入及び国際関係

1 概 況

(1) 米 穀

平成7年度から WTO協定に基づくミニマム・アクセス輸入が行われているが、10年度における食糧管理特別会計による外国産米穀の輸入量は、うるち米 572千t（決算ベース、以下同じ）、もち米26千tであった。

(2) 麦 類

10会計年度における食糧管理特別会計による小麦の輸入量は538万2千tで、うち食糧用453万8千t、飼料用84万4千tである。大麦の輸入量は163万tで、うち食糧用20万6千t、飼料用142万4千tであった。

2 米穀の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

10年度における輸入の国別内訳は、タイうるち米 90千t、タイもち米15千t、中国うるち米72千t、アメリカうるち米 308千t、アメリカもち米11千t、オーストラリアうるち米80千t、その他22千tとなっている。

(2) 米穀の国際需給と価格動向

ア 国際関係

(ア) 1998年の世界のコメの生産量は（粳ベース）は前年をわずかに下回る 5 億7,130万t と見込まれている。（FAO資料による。以下同じ）。

これは、インド、ミャンマー等で増産となるものの、中国等で減産となることによる。

(イ) 98年の世界のコメの貿易量（精米ベース）は、インドネシア等の輸入の増加により、前年を大幅に上回る2,750万t と見込まれている。

(ウ) 98年の世界のコメの期末在庫量（精米ベース）は前年を下回る 5,520万t となった。

イ 国際価格

コメの国際価格の動向を BOT（タイ国貿易取引委員会）公表の価格（うるち精米 100%B）で見ると、98年7月から9月末まで355ドル/t とインドネシアの輸入需要等を反映して推移していたが、10月に入り少しずつ下落傾向となり、99年4月には260ドル/t まで下落した。その後、若干回復基調で推移し、99年7月には、275ドル/t となった。

3 麦類の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

ア 小麦

10年度における小麦の輸入量は、前年度を32万2千t下回る 538万2千t（前年度は570万4千t）となった。このうち、食糧用の輸入量は前年度を20万t下回る 453万8千t、飼料用は、前年度を12万2千t下回る84万4千tであった。

これを国別で見ると、アメリカが全輸入量の55%にあたる 297万7千t、カナダが26%の139万8千t、オーストラリアが19%の100万7千tとなった。

イ 大麦

10年度における大麦の輸入量は、前年度を22万1千t上回る163万（前年度は140万9千t）となった。このうち、食糧用は20万6千tで精麦用及びビール用の原料として輸入された。一方、飼料用大麦については、そのほとんどを輸入に依存しており、需要量につ

いては畜産の動向、他の飼料穀物との価格関係等により変動するが、10年度の輸入量は前年を21万t上回る142万4千tであった。

これを輸入国別で見ると、アメリカが全輸入総量の25%にあたる40万t、カナダが17%の28万1千t、オーストラリアが58%の94万9千tとなっている。

(2) 麦類の国際需給と価格動向

ア 小麦

(ア) 国際需給 (USDA見込)

98/99年度の小麦生産量は単収の増加からEU、アメリカ、オーストラリア等で増産となるものの、価格低迷による作付面積減少からアルゼンチンで、また、洪水、干ばつ等の影響から旧ソ連、中国で減産となることにより、世界全体では前年度を3.5%下回る5億8,790万tと見込まれる。

98/99年度の世界の小麦消費量は、旧ソ連等で減少するものの、EU、アメリカ、中国等で増加することから、前年度を1.2%上回る5億9,090万tと見込まれる。

同年度期末の小麦在庫量は、生産量が消費量を下回ることから、前年度より2.2%減少し1億3,620万t(期末在庫率23.0%)と見込まれる。

(イ) 価格動向

小麦の国際価格を、国際取引指標となるシカゴ相場(小麦SRW, No. 2 期近物/ブッシェル)で見ると、96年4月には、アメリカ産冬小麦の作柄懸念等により一時7.17ドルと史上最高値を更新するなど高騰したが、96年産小麦が主要生産国で軒並み増産となったことから、夏以降次第に軟化、97年2月10日には3.53ドルと高騰前の水準まで下落した。

97年に入り、価格低下に伴う作付面積の減少懸念や堅調な大豆相場に加え、アメリカ小麦生産地帯での豪雨・洪水及び寒波被害懸念、欧州小麦生産地帯での乾燥被害懸念等から上伸したが、小麦の作柄改善や天候状況の好転等につれて徐々に軟化した。

その後は、天候状況により一進一退を繰り返す値動きとなっていたが、需給の緩和基調とアジア諸国の経済危機等から再び軟調傾向に転じ、98年以降も引き続きアジア諸国の経済危機や8月下旬のロシア通貨危機、アメリカの株価急落の影響などから9月には2ドル前半まで軟化、アメリカの対ロシア食料援助やアメリカ産冬小麦の作柄懸念等で、一時的にはやや値を持ち直したものの、現在(99年9月中旬)は2ドル50セント台で推移している。

イ 大麦

(ア) 国際需給 (USDA見込み)

98/99年度の大麦生産量は、モロッコ、アルジェリア、トルコ等で増産となるものの、旧ソ連で大幅な減産となる他、多くの主要生産国で減産となることから、世界全体では前年度を11.4%下回る1億3,700万tと見込まれる。

同年度の大麦消費量についても、旧ソ連で大幅に減少すること等から、世界全体では前年度を3.8%下回る1億4,040万tと見込まれる。

(イ) 価格動向

大麦の価格について、主要輸出国であるカナダの日本向けFOB価格(No. 1 ウェスタン)で推移をみると、95年4月以降、アメリカにおける飼料穀物(トウモロコシ)の生産不安から急伸、更に95年10月には期末在庫水準の低下を背景に、トウモロコシ等飼料穀物の需給ひっ迫につれて高騰した。

その後、新穀の収穫が終了し、飼料穀物全体の豊作見通しが明らかになると軟化に転じ、97年3月には、129ドル/tと相場が高騰する前の水準に値を戻した。97年後半にトウモロコシの減反予想及びカナダ国内における需要増大などから、やや値を持ち直したものの、98年以降は輸出需要の減退等から軟調傾向にあり、99年9月平均価格は104ドル/tとなっている。

4 政府米を利用した食糧援助

政府米を利用した食糧援助については、被援助国等からの要請を踏まえ、WTO協定等国际ルールとの整合性、財政負担等に留意し、適切に実施することとしている。

平成10年度においては、「緊急食糧支援のための新たな仕組み」を創設し、これを活用してインドネシアに対して政府米70万トンの貸付けによる食糧支援を実施したところである。

また、KR食糧援助として、アフリカを中心とする21カ国に対して政府米約15万トンを利用することとして、平成11年2月及び3月に閣議決定されたところである。本件については、交換公文の締結を経て、順次コメの供給が進められることとなっている。

5 米の特例措置の関税措置への切換え

(1) 米の関税措置への切換えに至った経緯

ア 平成12年からの次期農業交渉の開始を控え、各国において新たな農産物貿易ルールのあり方について活発な議論が始まっており、日本においても次期農業交渉に臨む基本的姿勢を早期に確立すべき時期にさしかかっていた。

このため、次期農業交渉に向けた基本戦略を構築す